

12月は県内共通の「ストップ滞納！強化月間」です



市税は福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。税の滞納は、納期を守って納付している人との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下にもつながります。市では、納付していない人に対して、早い時期に文書でお知らせしています。それでも納付がない場合は、財産調査などを行い、滞納処分[※]を行います。
 ※滞納者の財産を差し押さえて換価し、滞納している市税に充当して完納させる手続きのこと

●納期限までに納付がない場合

- ①納期限から20日以内に督促状を発送
- ②金融機関や勤務先、取引先、官公庁などへ財産調査
- ③滞納処分
- ④換価処分
差し押さえた財産は、強制的に金銭に変える「換価」を行い、滞納している市税に充当します

●納付が困難なときはご相談を

病気や失業、災害、事業の廃止などのやむを得ない事情で納期限内の納付が困難な時は、放置せず、早めにご相談ください。

問【市税】納税課(1階)

☎561-6541、FAX561-2479
 【県税】県南部県税事務所(草津三)
 ☎567-5406、FAX566-0439

忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(3期)
 国民健康保険税(7期)
 納期限(口座振替日)12月28日(火)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
 問 納税課(1階)
 ☎561-2311、FAX561-2479

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?



国民年金は、老後やもしもの時の大きな支えとなります。

保険料の納め忘れが続くと、将来の老齢年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金までもが受け取れなくなることがあります。国民年金保険料は納期までに納めましょう。

問 保険年金課(1階)

☎561-2367、FAX561-2480
 日本年金機構 草津年金事務所
 国民年金課(西渋川一)
 ☎567-2220、FAX562-9638

就学援助費(入学準備金)を3月に支給します



経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費など就学に必要な費用を援助しています。希望者は、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

対 来年4月に小学1年生、中学1年生になる子どもの保護者

他 今回未申請の場合、来年4月15日(金)までに申請し、審査後認定した人には7月に支給します

問 来年1月4日(火)~31日(月)(必着)

申・問 学校教育課(6階)

☎561-2421、FAX561-2488

コンビニ交付を一時停止します

システムメンテナンスのため、コンビニなどでマイナンバーカードを利用した戸籍謄(抄)本、戸籍附票の発行ができません(住民票、印鑑証明、税証明は発行できます)。

◎ 停止日時

12月8日(水)17:30~20:00

問 市民課(1階)

☎561-2344、FAX561-2492
 税務課(1階)
 ☎561-2308、FAX561-2479

北山田五条・山田地区計画(案)の縦覧



地区内に土地を持っている人と利害関係がある人は、意見書を提出できます。縦覧期間や意見書提出期間が決まり次第、市ホームページに掲載します。

- 縦覧期間 12月下旬~来年1月上旬ごろ
- 意見書提出期間 1月上旬ごろ
- 縦覧、意見提出場所 都市計画課(土・日曜日、祝日は1階守衛室)

問 都市計画課(4階)

☎561-6802、FAX561-2486

凍結破裂に注意! 水道管の冬支度をしましょう



●凍結を防ぐには

屋外でむき出しになっている水道管や蛇口には、厚手の布などの保温材を巻き、その上からビニールを巻いて、保温材が濡れないようにしましょう。

●凍結したら

タオルなどで覆って、ぬるま湯をかけ、ゆっくり溶かしてください。

●破裂したら

敷地内のバルブを閉めて水を止めた後、破裂した部分に布テープをしっかりと巻き付けて応急措置をします。市ホームページに掲載の市指定給水装置工事事業者へ連絡して、修理してください。水道メーターから宅内側にある水道管の破裂の修理費や漏水の料金は、使用者の負担となります。道路上や水道メーターまでの漏水は市が修理しますので、連絡してください。

問【水道管の冬支度】

給排水課(2階)

☎561-2443、FAX561-2481

【道路の漏水】

上下水道施設課(2階)

☎561-2402、FAX561-2481

守衛室 ☎561-2499

(17:15~翌日8:30、休日)



はしかわ市長の だいすき!くさつ



より便利な社会を目指して

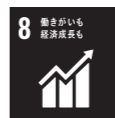
国ではデジタル庁が9月に設置され、情報技術などを活用して、国民の暮らしがより便利になるよう取組が進められています。マイナンバー制度の普及・促進もその一環です。マイナンバーカードを利用すると、住民票の写しや税の証明を市役所の窓口に行かなくても、コンビニエンスストアなどで取得することができたり、毎年2、3月に行われる確定申告の手続きをスマートフォンなどから行ったりすることができます。また、10月からはインターネット上で手続きをすると、マイナンバーカードを医療機関で健康保険証として利用できる本格運用が開始されています。

先月29日には、草津税務署と草津納税協会、湖南4市の市長が参加し、東京パラリンピック競技大会トライアスロン銀メダリストの宇田秀生選手をゲストに招いて、マイナンバーカード取得促進に係る座談会がありました。本市は、県内でマイナンバーカードの取得率が最も高く、二人に一人は取得されていることなど、普及・促進の取組を紹介しました。

現在、市では、市民課の窓口でマイナンバーカードの申請に必要な顔写真の無料撮影と申請手続きのサポート「マイナンバーカード申請受付ひろば」を実施しています。この機会に、マイナンバーカードをまだ取得されていない方は、「ひろば」を利用してお作りいただければと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内や市内での新規陽性者数は抑えられていますが、気を緩めると再び感染が拡大する恐れがあります。手洗いや手指の消毒、マスクの着用の徹底、換気、密閉・密集・密接の回避など、基本的な感染症対策の徹底を、引き続き家庭や職場で継続してください。また、感染リスクが高まる5つの場面として、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話などには、さらなる注意が必要です。会食される場合は、なるべく普段一緒にいる人と、「みんなのでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」の認証を受けた店舗を利用するなど、感染リスクを下げる工夫をしてください。また、3回目のワクチンの追加接種につきましても、国の動きに注意しながら、体制を整えてまいりますので、ともにこの難局を乗り越えて行きましょう(詳しくは14ページをご覧ください)。

草津市 事業継続支援金



新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、売上の減少が続く市内中小企業等の事業継続支援として、「滋賀県事業継続支援金(第3期)」に上乗せ支給を行います。

支給額 中小企業等：10万円
 個人事業主：5万円

◎ 12月1日(水)~来年1月31日(月)

- 対 ①滋賀県事業継続支援金(第3期)の給付決定を受けていること
- ②事業所の所在地が草津市内にあること
- ③滋賀県事業継続支援金(第3期)への上乗せに関する給付金を、他の市町から受けないこと

申 オンライン申請か郵送申請で

申・問 商工観光労政課(4階)

☎561-2351、FAX561-2486



新型コロナウイルス感染症感染防止の「5つのポイント」

新型コロナウイルス感染症とは、まだまだ共存していかなければなりません。手洗い、マスク着用、密の回避などの基本的な感染症対策を感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しながら、家庭、職場などで、いま一度実践し、ワクチン接種後も継続しましょう。

感染リスクが高まる5つの場面

- 飲酒を伴う懇親会
お酒を飲むと気分が高まり、同時に注意力が低下する。また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。
- 大人数や長時間におよぶ飲食
大人数での飲食や長時間におよぶ飲食などは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話
マスクなしで会話をすると、飛沫感染のリスクが高まる。
- 狭い空間での共同生活
長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり
仕事での休憩時間に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。

問 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852